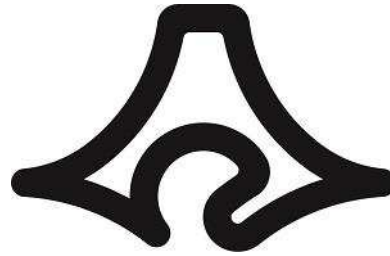


発表日 2024/07/22
タイトル 食中毒警報（細菌性食中毒 第2号）の発表
担当 健康福祉部生活衛生局衛生課
連絡先 食品監視班
TEL 054-221-3358



一危機管理情報一

食中毒警報(細菌性食中毒 第2号)の発表

1 発表日時 令和6年7月22日 午前10時00分

2 適用項目 ア 気温30℃以上が10時間以上継続する場合、又は予測される場合

県内は、気温が高い状態が続き、食中毒が発生しやすい気象条件となっています。
この状態は、明日以降も続く予想されることから、食品の取扱い施設及び一般家庭に注意を促すため、今年度、2回目の食中毒警報（細菌性食中毒）を発表します。

3 有効期間 令和6年7月22日から令和6年7月24日

<注意事項>

- 生で食べる食品の調理・取扱いには十分注意し、なるべく早く食べる。
- 調理前の手洗いを励行し、食品の衛生的な取扱いに心掛ける。
- 冷蔵庫内の温度は10℃以下に保ち、食品の詰め過ぎに注意し、また、開閉回数を少なくする等、食品の保存・管理には十分気をつける。
- 家庭や行楽先でも、調理食品や弁当などは低温で保存し、なるべく早く食べる。

<参考>

○食中毒警報の発表基準

以下のいずれかの条件に該当した場合に発表する。

- 気温30℃以上が10時間以上継続する場合、又は予測される場合
- 県内の感染症発生動向調査における定点当たりの「感染性胃腸炎」報告症例数が概ね20人以上となった場合
- 県内で同一の病因物質による食中毒が連続して発生している場合で、特に注意喚起が必要と判断される場合
- その他発表者が必要と判断した場合

<参考>

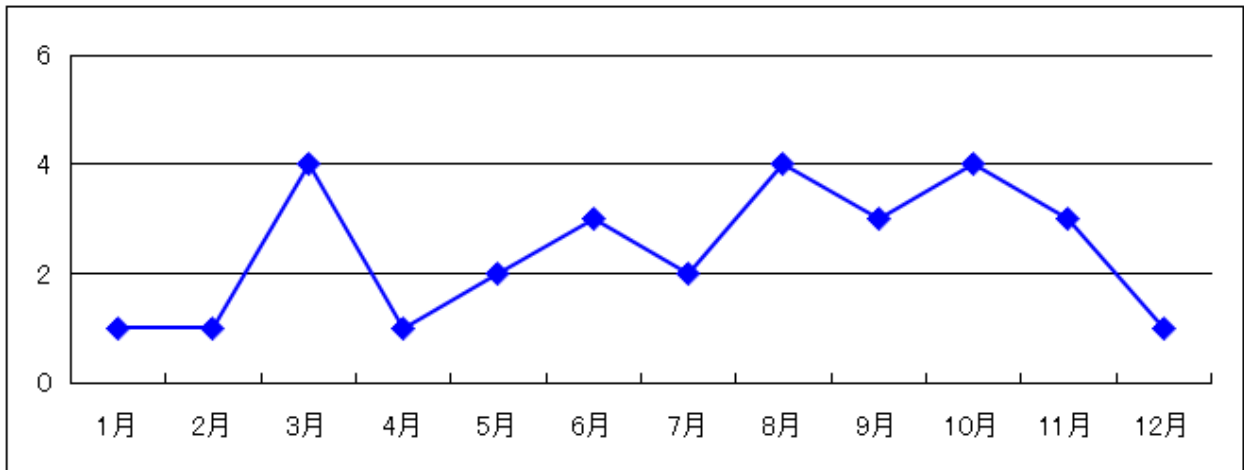
1 食中毒警報等発表状況（年度）

(令和5年度)	食中毒警報（細菌性食中毒 第1号）	令和5年7月11日
	食中毒警報（細菌性食中毒 第2号）	令和5年7月26日
	食中毒警報（ノロウイルス食中毒 第1号）	令和6年1月29日
	食中毒警報（ノロウイルス食中毒 第2号）	令和6年2月13日
(令和6年度)	食中毒警報（細菌性食中毒 第1号）	令和6年7月4日

2 食中毒発生状況（年次）

令和6年7月22日現在	11件 286人
昨年同期	4件 54人

3 細菌性食中毒の月別発生状況（令和元年～令和5年）

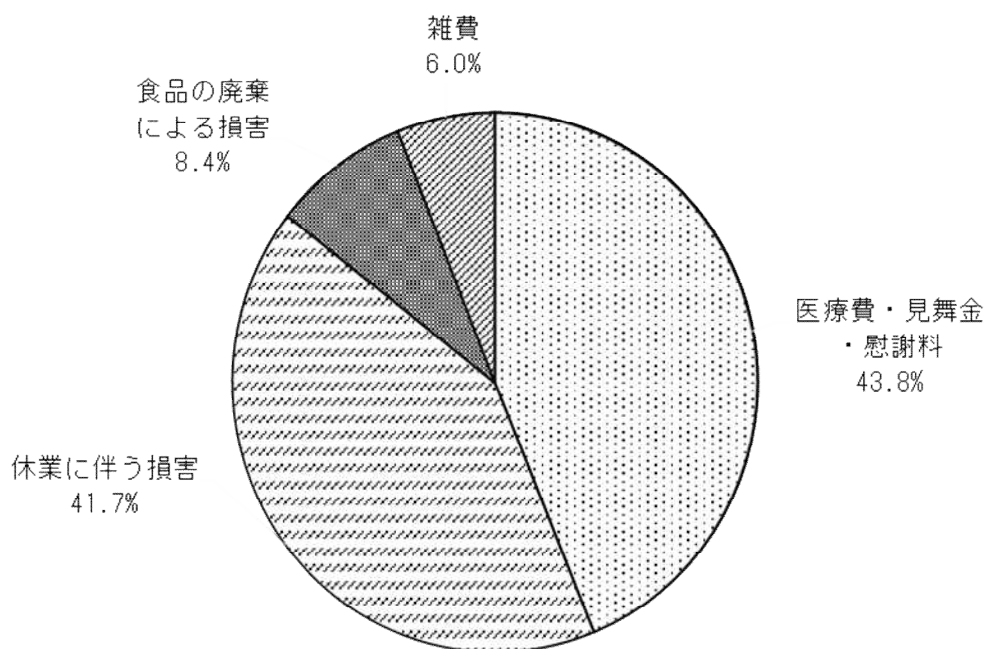


	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
サルモネラ属菌							1		1	1		
ウェルシュ菌		1	1			1			1			
腸管出血性大腸菌						2					2	
黄色ブドウ球菌					1							
カンピロバクター	1		3	1	1		1	3	1	3	1	1
セレウス菌								1				
計	1	1	4	1	2	3	2	4	3	4	3	1

4 食中毒発生による損害

項目別損害額（令和5年）

項目	損害額（6施設） （千円）	割合（%）
医療費・見舞金・慰謝料	1,231	43.8
休業に伴う損害	1,171	41.7
食品の廃棄による損害	237	8.4
雑費	169	6.0
合計	2,808	100.0



損害額の項目別比率（令和5年）

原因施設別損害額（令和5年）

原因施設	調査施設数	患者数 （人）	損害総額 （千円）	1施設あたり 損害額 （千円）	患者1人あたり 損害額 （千円）
飲食店等	3	52	2,808	936	54
合計	3	52	2,808	936	54